

資料提供(投げ込み) 令和3年3月26日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

令和2年度に修正した津市地域防災計画の内容について

津市地域防災計画の内容を修正することが決定しましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させる等、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っています。

令和2年度は、国の防災基本計画等において、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要性が盛り込まれたこと、令和元年10月の東日本台風(台風第19号)を踏まえ、水害・土砂災害からの避難行動について、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮する必要があること等避難に関する情報の内容の理解促進等に係る修正がされたこと、また、気象庁において大雨特別警報の発表基準が見直されたことに伴う対応や令和2年3月に気象情報等により発災前から予測できる風水害に対する津市版タイムラインを策定したことに伴う対応等が盛り込まれたことから令和2年11月2日開催の令和2年度第1回津市防災会議でこれらの内容を盛り込んだ津市地域防災計画の修正案を提示しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続により寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、令和2年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮して、令和3年2月に書面会議で実施した第2回津市防災会議で審議、決定しました。

2 主な修正内容

(1) 防災基本計画等修正に伴う対応

ア 新型コロナウイルス感染症への対応等

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことから、平時からの避難所における感染症対策の検討及び実施に関して国の防災基本計画が修正されました。本市においても、感染症対策として簡易間仕切りや段ボールベッド等を新たに備蓄し、指定避難所における感染症対策用備蓄品を充実させるとともに、避難所開設時における非接触式体温計等を用いた入口での体調確認、人と人との距離の確保、マスクの着用、咳エチケットの徹底等の感染防止対策を行うほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した運営体制を取ることを記載します。

また、個人備蓄品にマスク、アルコール消毒液、体温計等の感染症対策物品の追加を促進する旨を記載します。

なお、指定避難所に指定されている市立の義務教育学校においては、新型コロナウイルス感染症等の対策として、施設管理者と調整の上、災害の規模等により、体育館の他、校舎棟の教室等を積極的に活用する旨を記載します。

イ 災害リスク及び避難等の情報の意味の理解の促進に係る対応

令和元年10月の東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ国の防災基本計画が修正され、令和2年度に避難の理解力向上キャンペーンが全国で展開されたことも踏まえ、避難の際に、ハザードマップ等を確認の上、安全なエリアにある親戚・知人宅への避難や自宅での垂直避難も選択肢になること等を市民に対して周知する旨を記載します。

ウ 物資調達・輸送調整等支援システムの運用開始に伴う対応

平成30年7月豪雨を踏まえ、都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報（避難所の物資ニーズ、調達・輸送状況等）を国、都道府県及び市町村で共有できる物資調達・輸送調整等支援システムを内閣府が開発し、令和2年度から運用が開始されたことに関して国の防災基本計画が修正されたことに伴い、本市においても当該支援システムと津市総合災害情報管理システム等を活用し、大規模災害時に被災者への速やかな物資支援ができるよう平時から準備に努める旨を記載します。

(2) 台風等を要因とする大雨特別警報の廃止に伴う対応

これまで気象庁は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合は、警戒レベル5相当の雨を基準とする大雨特別警報と、警戒レベル3相当の台風等を要因とする大雨特別警報を発表してきましたが、大雨特別警報と警戒レベルの関係をより明確化するため、令和2年8月に警戒レベル3相当の台風等を要因とする大雨特別警報を廃止しました。これに伴い、今後、気象庁は、伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、早い段階から記者会見等を開催し、台風の接近時の暴風や大雨等による災害に対して極めて厳重な警戒が必要であることを呼びかける対応に変わったことから、本市では情報収集を徹底の上、気象庁や河川管理者等の関係機関と更に緊密に連携し、早期の避難勧告等の発令を検討する旨を記載します。

(3) 津市版タイムラインの策定に伴う対応

令和2年3月に気象情報等により発災前から予測できる風水害に対し、災害対応の事前対策から発災後の対応までを時系列で整理した津市版タイムラインを策定したことに伴い、各部、各支部等の連携を強化するほか、タイムラインの見直しを毎年度行い、必要に応じて修正を行う旨を記載します。

※なお、津市地域防災計画については、津市ホームページからご覧いただけます。